

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

新型肺炎感染症対応速報

2020年5月11日 全組合員配布・分会掲示

5月8日、4月20日提出の要求書「新型肺炎問題に関する各質問への回答要求」について、県教委と回答・やりとりを行いました。取り急ぎやりとりのポイントをお知らせいたします。

高教組質問	県教委回答
学校再開となった場合の再開イメージ	感染状況によるが、分散登校、特定学年だけの登校、全校一斉登校等様々なケースが想定される。 5月11日からの臨時休業中の登校日設定の目的は、学習指導、生活指導、健康調査等
臨時休業によって実施できなくなった授業についてどうなるのか。	時間割の精選、長期休業期間中の補習などの必要性を各校ごとに判断してもらう。 学校それぞれの状況があるので、一律に県教委が夏休み短縮や土曜授業の実施をもとめることはできない。 標準授業時数を下回ったことのみをもって、ダメということはない（文科省ガイドライン、県教委4月3日通知等） 文科省の通知に ①学期中に補充のための授業を実施するなど令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもない（3月24日学校再開ガイドライン） ②臨時休業中の家庭学習は学校における学習評価に反映することができる（4月10日通知） ③十分な学習内容の定着がみられ再度指導する必要がないと学校長が判断したときには、学校再開後に当該内容を再度取り扱わないこともできる とある。 以上を踏まえると、学校再開後に回復が必要な授業時数は生徒の実態に応じて、学校によって異なると考えているため回復するために必要な時数を県として一律に指導することは考えていない
文科省通知には「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難」「新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図る」とあるが。	人が動けば当然感染のリスクは高まる。 再開した以上、できる限りの防止対応を取ったとしても感染は起こりうるとの理解でよい。学校現場の責任を問うことはない。
マスクやアルコール等の準備について	アルコールは全ての学校にすでに配ってある。今後も物の流通状況にもよるが手に入るようであれば今後も配付をしていく。マスクについても全部の学校に配付をする。

学校の臨時休業が5月31日まで延長されました。子どもたちの学びの保障に向けてなにができるのか。今後も県教委協議を継続します。現場での疑問をお寄せください。